

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2322号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

「横浜市こころの健康相談センターが保有する請求者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条1項に基づく診察結果」の個人情報一部非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2322号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2322	平成30年9月6日	平成30年9月20日	平成30年10月12日	平成30年11月9日	個人	横浜市長

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2322	「横浜市こころの健康相談センターが保有する請求者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条1項に基づく診察結果」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・請求者以外の氏名、連絡先、住所、性別、続柄、職業及び陳述内容</p> <p>（請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより請求者以外の特定の個人が識別されるため。）</p> <p>条例第22条第7号に該当</p> <p>・精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名及び診断書内容</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
		（請求者に係る診断・判定等に関する情報であって、開示することにより、当該事業の適正又は円滑な執行に著しい支障が生じ、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため。また、精神保健福祉事業等に関する情報であり、開示することにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2322	<p><b>《法第27条第1項に規定する措置入院の要否を判断するために指定医が行う診察（以下「措置診察」という。）に係る事務について》</b></p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条では、法第23条（平成26年3月31日以前は第24条。以下同じ。）の規定に基づく警察官による通報又は法第24条（平成26年3月31日以前は第25条。以下同じ。）に基づく検察官による通報等があった者について、都道府県知事（政令指定都市の場合は、市長。以下同じ。）は、調査の上必要があると認めるときは、措置診察をさせなければならないとされている。</p> <p>横浜市では、法第23条又は第24条に基づく通報があったときは、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、通報があった者の氏名、住所等のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれについて調査し、通報受理書を作成し、措置診察の実施の要否を決定している。</p> <p>措置診察が必要と判断した場合、指定医による診察が行われ、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人に係る過去4度の措置入院に係る起案文書一式である。各年度における起案文書一式は、概ね、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書（以下「23条通報受理書」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条通報受理書（以下「24条通報受理書」という。）及び精神保健福祉法第25条通報受理書（以下「25条通報受理書」という。23条通報受理書、24条通報受理書及び25条通報受理書を総称して、以下「通報受理書」という。）、入院措置書、入院措置通知書、措置診察に基づいて指定医が作成した措置入院に関する診断書及び措置入院等に関する診断書（総称して、以下「診断書」という。）2通で構成される。各文書で非開示とした部分及び情報は別表に示すとおりである。</p> <p>実施機関は、本人開示請求者以外の氏名、連絡先、住所、性別、続柄、生年月日、年齢、職業及び陳述内容は条例第22条第3号に、指定医の氏名及び印影並びに診断内容は条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。</p> <p><b>《条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 通報受理書の「受信者」欄及び診断書の「職員氏名」欄並びに措置入院のための移送に関する移送記録票（以下「移送記録票」という。）の「記録者」欄について</p> <p>本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした通報受理書の「受信者」欄には警察官又は検察官からの通報を受けた実施機関の非常勤職員の氏又は氏名が、診断書の「職員氏名」欄には診断に立ち会った非常勤職員の氏名が、移送記録票の「記録者」欄には移送に同行した非常勤職員の氏名が記載されていた。これらの非常勤職員の氏及び</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2322</p>	<p>氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文前段に該当する。また、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該氏名は本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ 通報受理書の「通報者」欄について        本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした平成11年度及び平成19年度の24条通報受理書並びに平成27年度の23条通報受理書の「通報者」欄には、実施機関に通報を行った神奈川県警察の警察官の氏が記載されていた。当該氏は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、神奈川県警察の警察官の氏名については職位に応じて公表する慣行があるが、当該氏について公表する慣行があるとは確認できず、当該氏が本号ただし書アに該当すると判断することはできない。また、当該氏は本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>ウ 25条通報受理書の「検事」欄及び「担当」欄について        本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした平成13年度の25条通報受理書の「検事」欄には検事の氏が、「担当」欄には検察庁担当職員の氏及び連絡先が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当する。        次に、本号ただし書の該当性について検討する。国立印刷局発行の職員録には検事及び一定以上の職位の検察庁職員の氏名が記載されているので、25条通報受理書に記載の検事の氏は本号ただし書アに該当する。一方、検察庁担当職員の氏については、公表する慣行があるとは確認できず、本号ただし書アに該当すると判断することはできない。また、当該氏は本号ただし書イ及びウにも該当しない。        なお、検察庁担当職員の連絡先は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 移送記録票の「搬送同行者の氏名」欄について        本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした当該部分には、横浜市のほか神奈川県内の3つの地方公共団体名及び肩書並びに各地方公共団体の職員の氏が記載されていた。このうち、職員の氏は本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、実施機関に確認したところ、職員は全て各地方公共団体の非常勤職員であり、各地方公共団体において非常勤職員の氏名を公表する慣行があるとは認められないので、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。一方で、移送チームメンバーが所属する地方公共団体名及び肩書は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報とはいえないため、本号に該当しない。</p> <p>オ 通報受理書の「保護者」欄及び「引取者」欄について        本件保有個人情報を見分したところ、平成11年度及び平成19年度の24条通報受理書の「保護者」欄並びに平成13年度の25条通報受理書の「引取者」欄及び「保護者」欄には、本人開示請求者以外の個人の氏名、性別、年齢、続柄等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、審査請求人には当該個人を推測することができる可能性があるとしても、当該個人が当然に特定されるものとははいえないことから、本号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>カ 入院措置通知書の「現に保護の任に当たっている者」欄並びに23条通報受理書及び移送記録票の「現に保護の任に当たっている者等」欄について        本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした入院措置通知書の「現に保護の任に当たっている者」欄並びに平成27年度の23条通報受理書及び移送記録票の「現に保護の任に当たっている者等」欄には、本人開示請求者以外の個人の氏名、性別、続柄、年齢、生年月日等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2322</p>	<p>に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、審査請求人には当該個人を推測することができる可能性があるとしても、当該個人が当然に特定されるものとまではいえないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>キ 23条通報受理書の「家族状況」欄及び「その他参考事項」欄並びに移送記録票の「その他の特記事項」欄</p> <p>本件保有個人情報を見分したところ、当該部分には本人開示請求者以外の特定の個人の氏名、連絡先、続柄及び具体的な家族の状況が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ク 診断書の「主たる陳述者氏名」又は「陳述者氏名」欄、「被診察者との続柄」又は「続柄」欄及び「診察に立ち会った者」欄について</p> <p>本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした診断書の「主たる陳述者氏名」又は「陳述者氏名」欄及び「被診察者との続柄」又は「続柄」欄には、審査請求人に係る措置入院の要否を判断するために医師が審査請求人の生活歴等を聴取した相手の氏名及び続柄が、「診察に立ち会った者」欄には審査請求人に係る措置診察に立ち会った者の氏名、性別等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ケ 通報受理書の「保護した原因」欄、「精神症状の概要及び現在の状態」又は「精神症状の概要及び現在の状況」欄及び「治療歴」欄並びに診断書の「生活歴及び現病歴」欄について</p> <p>本件保有個人情報を見分したところ、通報受理書の「保護した原因」欄、「精神症状の概要及び現在の状態」又は「精神症状の概要及び現在の状況」欄及び「治療歴」欄には、通報を受けた実施機関の職員が警察官、家族等から聴取したと思われる通報時の審査請求人の言動及び行動並びにこれまでの治療歴が、診断書の「生活歴及び現病歴」欄には、主たる陳述者として記載された者等から指定医が聴取し記録した審査請求人に係る具体的かつ詳細な生活歴等の情報が記載されていた。実施機関は、これらの個人の陳述を聴取して記載したと思われる内容のうち、警察官から聴取したと考えられる内容及び既に本人が当然に知っていると考えられる情報を除き非開示としている。実施機関が非開示とした情報は、審査請求人の情報であると同時に情報を提供した陳述者の情報でもあり、一見して陳述者を識別することはできないが、審査請求人であれば陳述者を識別することができる可能性を否定できない情報である。また、陳述者は審査請求人には開示されることを想定しないで審査請求人に対する強制的な措置につながる情報の提供をしていると考えられる。したがって、これらの情報は、本人開示請求者以外の人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないとしても、これを審査請求人に開示すると当該情報を提供した個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。</p> <p><b>《条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 診断書の「問題行動」又は「重大な問題行動」欄（ウに示す部分を除く。）、「現在の病状又は状態像」又は「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄及び「診察時の特記事項」欄について</p> <p>(ア) 本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした診断書の「問題行動」又は「重大な問題行動」欄には、当該欄に列挙された自傷行為、他害行為等の問題行動に該当する事実がこれまでにあったかどうか及び今後そのおそれがあるかどうかを該当項目に丸印を付けることにより明示されており、「現在の病状又は状態像」又は「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、当該欄に列挙された病状又は状態像のいずれに該当するかが該当項目に丸印を付けることにより明示されており、「診察時の特記事項」欄には、指定医が医学的、専門的見地から措置入院が必要と判断した内容が記述されていた（これらを総称して、以下「本件診断内容」</p>

答申 番号	判断の要旨
2322	<p>という。)。実施機関は、本件診断内容を開示すると、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすと主張するため、以下検討する。</p> <p>(イ) 措置診察は、被診察者の要請に応じてなされるものではなく、都道府県知事の指定する指定医により、被診察者が精神障害のために自傷他害に至るおそれがあるかを判断するために行うのであって、将来にわたって病状の改善といった目的のために、医師と患者との相互の信頼、協力関係のもとに行われる通常の治療行為とは性質が異なる。指定医は、措置診察の診断内容を被診察者やその家族に対して知らせる義務を負う立場にあるものではない。診断の結果要措置となった場合、被診察者は強制的に入院となり、本人の意思に反して身体を拘束されることとなるのであるから、措置診察における指定医と被診察者は一種の緊張関係に置かれていると考えることができる。</p> <p>仮に指定医の氏名を非開示にしたとしても、既に開示している診断書の筆跡等から指定医の特定にいたる可能性が全くないとはいえないところ、上記のような関係において、被診察者が診断書の内容を了知することとなった場合、これを本人が素直に受容することができず、激高し、又は深刻に悩み、本人の心身に悪影響を及ぼすなどして、その結果、診断書を作成した指定医に対して様々な働き掛けを行う可能性は否定できず、それらの行動が全て冷静な判断のもと行われるとも想定し難い。</p> <p>(ウ) このため、上記(イ)のような事情が全く認められないような特別の場合は別として、診断内容が開示されるとなると、上記のような様々な働き掛けがなされることへの懸念から、指定医が措置診察を行うことに心理的重圧を感じることとなり、実施機関の説明にあるように神奈川県では精神保健指定医が少ない状況にある中で、措置診察の担い手である指定医の確保がますます困難になり、実施機関が行う措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。よって、本件診断内容は本号に該当する。</p> <p>(エ) なお、措置入院に係る診断書に関する本人開示請求に係る答申として、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第253号（以下「答申第253号」という。）及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第598号（以下「答申第598号」という。）がある。診断内容について、答申第253号は非開示情報に該当すると判断し、答申第598号では非開示情報に該当しないと判断した。後者は、対象保有個人情報、異議申立書、意見書の記載等から、異議申立人について、上記(イ)のような事情が全く認められなかった事例であり、本件の判断と矛盾するものではない。</p> <p>イ 平成19年度の診断書の「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢について  実施機関は診断書の様式に記載された「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢を平成19年度の診断書につき非開示としているが、当該部分を開示することで実施機関の事務の遂行に支障をきたすおそれのある情報とは認められず、本号に該当しない。</p> <p>ウ 起案用紙の「精神保健指定医」欄及び診断書の「精神保健指定医」欄について  本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした起案用紙の「精神保健指定医」欄には措置診察を行った指定医の氏名が、診断書の「精神保健指定医」欄には指定医の氏名及び印影が確認できた。</p> <p>前記ア(イ)のとおり、措置診察の性質を考慮すると、指定医の氏名が明らかになることで、措置入院に対する不満や本人の認識との相違から、被診察者が指定医に対して不信感等を持ち、診断書等の記載内容の真偽又は詳細を確認することを目的として指定医に対して様々な働きかけが行われるおそれを否定できず、前記ア(ウ)と同様に、これを危惧する指定医が措置診察を行うことに心理的重圧を感じることとなり、措置診察の担い手である指定医の確保がますます困難になることで、実施機関が行う措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。よって、当該氏名及び印影は本号に該当する。</p> <p>エ 平成27年度の診断書の生年月日欄及び診察日の一部について  当審査会で見分したところ、平成27年度の診断書の生年月日欄及び診察日のうち実施機関が非開示とした部分には、指定医の訂正印が押されていることが確認できた。これを開示すると、措置診察を行った医師の氏が明らかになり、前記ウで述べたように、実施機関が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、当該</p>

答申 番号	判断の要旨			
2322	非開示部分は本号に該当する。			
	<b>《審査請求人が求める初診日について》</b>			
	審査請求人は、審査請求書において、初診日が分かる記録を求めているが、本件処分において、措置診察が行われた日及び病名は開示されている。また、当審査会で見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、措置診察が実施された日以前に診察を受けた年月等が分かる記載は確認できなかったことを申し添える。			
	※ 開示される部分は平成13年度の25条通報受理書の検事の氏、平成19年度の診断書の「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢並びに移送記録票に記載された移送チームメンバーが所属する地方公共団体名及び肩書です。			
	別表 本件保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分及び情報			
		文書名	非開示とした部分	非開示とした情報
	平	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名
	成	精神保健及び精神	「受信者」欄	氏
	11	障害者福祉に関する	「通報者」欄	氏
	年	る法律第24条通報	「保護した原因」欄、「精神症	陳述内容
	度	受理書	状の概要及び現在の状態」欄	
			「保護者」欄	氏名、性別、続柄、年
				齢、職業、住所、連絡
				先
		入院措置通知書	「現に保護の任に当たってい	氏名、年齢、住所、続
			る者」欄	柄
		措置入院に関する	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容
		診断書	「主たる陳述者氏名」欄	氏名
			「被診察者との続柄」欄	続柄
			「問題行動」欄、「現在の病状	診断内容
			又は状態像」欄、「診察時の特	
			記事項」欄	
			「精神保健指定医氏名」欄	氏名、印影
		「診察に立ち会った者」欄	氏名、性別、続柄	
		「職員氏名」欄	氏名	
平	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名	
成	精神保健福祉法第	「受信者」欄	氏	
13	25条通報受理書	「検事」欄	氏	
年		「担当」欄	氏、連絡先	
度		「引取者」欄	氏名、性別、年齢、続	

答申 番号	判断の要旨				
2322			柄、住所、連絡先		
		「治療歴」欄	陳述内容		
		「保護者」欄	氏名、住所		
		入院措置通知書	「現に保護の任に当たっている者」欄	氏名、年齢、住所、続柄	
		措置入院に関する 診断書	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容	
			「主たる陳述者氏名」欄	氏名	
			「被診察者との続柄」欄	続柄	
			「問題行動」欄、「現在の病状又は状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容	
			「精神保健指定医氏名」欄	氏名、印影	
			「診察に立ち会った者」欄	氏名、性別、続柄	
			平成 19 年 度	起案用紙	「精神保健指定医」欄
		精神保健及び精神		「受信者」欄	氏名
		障害者福祉に関する		「通報者」欄	氏
法律第24条通報	「保護した原因」欄	陳述内容			
受理書	「保護者」欄	氏名、性別、続柄、年齢、住所、連絡先			
入院措置通知書	「現に保護の任に当たっている者」欄	氏名、年齢、住所、続柄			
措置入院に関する 診断書	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容			
	「陳述者氏名」欄	氏名			
	「続柄」欄	続柄			
	「重大な問題行動」欄、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容			
	「精神保健指定医氏名」欄	氏名			
	「診察に立ち会った者」欄	氏名、性別			
	「職員氏名」欄	氏名			
平	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名		

答申 番号	判断の要旨			
2322	成 27 年 度	精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律第23条通報 受理書	「通報者」欄	氏
			「現に保護の任に当たっている者等」欄	氏名、性別、続柄、年齢、生年月日、住所、職業、連絡先
			「家族状況」欄	具体的な家族の状況
			「保護した原因」欄、「治療歴」欄、「精神症状の概要及び現在の状況」欄	陳述内容
			「その他参考事項」欄	氏名、連絡先、続柄
	入院措置通知書	「現に保護の任に当たっている者」欄	氏名、年齢、住所、続柄	
	措置入院のための 移送に関する移送 記録票	「現に保護の任に当たっている者等」欄	氏名、性別、続柄、生年月日、年齢、住所、職業	
		「搬送同行者の氏名」欄	氏、地方公共団体名及び肩書	
		「その他の特記事項」欄	氏名、続柄	
		「記録者」欄	氏名	
	措置入院に関する 診断書	「生年月日」欄	印影	
		「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容	
		「陳述者氏名」欄	氏名	
		「続柄」欄	続柄	
		「重大な問題行動」欄、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容	
		「精神保健指定医氏名」欄	氏名、印影	
		診察日の一部	印影	
		「職員氏名」欄	氏名	

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokai-shinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先

市民局市民情報課長 小澤 将之 Tel 045-671-3881